

## 見積参加資格者要件

この一般競争見積（以下「本競争見積」という。）に参加する者が有しなければならない資格（以下「見積参加資格」という。）は、次に掲げる要件とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当しない者であること。
- ② 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 条）第 2 条の 2 に規定する小売電気事業者として登録されている者であること。
- ③ エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 72 号）第 7 条第 1 項の要件に該当する者であること又は本市から電気を調達する契約を履行した者であること。
- ④ 発電所から電気を調達する契約について、次のすべての要件を満たした契約を 2 件以上履行した実績を有する者であること。
  - ・ 1 か年に調達した電気の電力量の予定又は実績が 10,000,000 kWh 以上であること。
  - ・ 電気を調達した期間が、本競争見積の公告日までに 1 か年を経過していること。
- ⑤ 需要家へ電気を供給する契約について、次のすべての要件を満たした契約を 1 件以上履行した実績を有する者であること。
  - ・ 1 か年に供給した電気の電力量の予定又は実績が 10,000,000 kWh 以上であること。
  - ・ 電気を供給した期間が、本競争見積の公告日までに 1 か年を経過していること。
- ⑥ 本競争見積の公告日から起算する過去 2 か年において、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号、その後の改正を含む。以下「再エネ特措法」という。）第 34 条第 4 項の規定による公表をされていない者であること。
- ⑦ 市町村税、都道府県税及び国税を滞納していない者であること。
- ⑧ 健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金を滞納していない者であること。
- ⑨ 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 23 年規則第 28 号）第 4 条各号のいずれかに該当しない者であること。
- ⑩ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく破産の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者で、再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた日以降に、本市の入札参加資格の再認定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- ⑪ 本競争見積の公告日から本競争見積に係る契約の締結日までの間において、本市から指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者であること。